

3 一般社団法人更埴教育会選挙規定

第1条 この規程は、定款の第5条第4項・第21条によって定める。

第2条 信濃教育会および更埴教育会の代議員の選挙のときは、これを推進するために選挙管理委員会を設ける。

第3条 信濃教育会の代議員選挙の選挙管理委員会は、代議員の中から互選された坂城地区1名、千曲地区3名あての管理委員によって構成する。

2 更埴教育会の代議員選挙の選挙管理委員会は、各学校ごと組織する。

3 委員の任期は一カ年とする。

第4条 選挙管理委員会は、1名ずつ正・副選挙管理委員長を互選する。

第5条 選挙管理委員会は、次のことを行う。

- 1 選挙の告示
- 2 候補者の資格確認
- 3 候補者の公示
- 4 開票立会人の委嘱
- 5 投票及び開票の管理、当選者の確認と発表
- 6 その他選挙に必要な事務

第6条 選挙は次の方法によって行う。

1 信濃教育会の代議員は、信濃教育会の定款第6条第3項の必要定員数を全会員によって選挙する。

2 更埴教育会の代議員は、更埴教育会の定款第5条第3項に定める定数を各学校ごと選出する。

3 投票は、定員数の完全連記とする。

4 当選は、高点順に投票数によって決める。

得票数が等しい場合は決選投票を行う。

5 次点者を補欠員とし、以下代議員と同数の者を補充員とする。

(平成23年11月10日制定)

(平成24年4月1日施行)